

雜 纂

舊港及其日琉兩國との交渉について

小 葉 田 淳

舊港に就いては元の汪大淵の島夷誌略を始め支那の記録に多く見える所で、スマトラの東南なる Palembang、Palembang に當る事は現在では疑ふものはない。應永十五年に若狹に來着せる南蠻船や同二十六年南九州に來航せる南蠻船が此舊港の船に外ならざる事が信ぜられる。而も右の後の來航船が直接の動機を與へる事となつて琉球・舊港間の交渉が開かれたのである。本論では以上の事實を明かにして、些か舊港に就いての所見を併叙したいと思ふ。

應永十五年・同十九年に若狹の小濱附近に南蠻船が入港したといふ話は極めて著名であつて、若狹國稅所今富名領主代々次第に左の如く記してゐる。

應永十五年六月二十二日に南番船着岸、帝王御名亞烈進郷、番使々臣問丸彼帝より日本の國王への進物生象一疋黒山馬一隻・孔雀二對其外色々、彼船同十一月十八日大風に中湊濱へ打上られて破損之間に同十六年に船新造、同十月一日出濱ありて渡唐了、

同十九年六月二十一日南番船二艘着岸有之、宿は問丸本阿彌、同八月二十九日に當津出了、御所進物註文有之

新村博士は右の南蠻は即ち舊港を指すものであらうといはれる。^①博士は明史三佛齊傳を引用せられて永樂五年鄭和が「西洋」より還る時舊港頭目陳祖義が明軍を詐謀を以て劫かさうと試みたる時施進郷が兵を以て祖義を戮したること、尋で進郷は其嬖を遣はして朝貢したるによつて舊港宣慰司を設けて進郷を宣慰使としたることを擧げて、若狹着岸の南蠻船は其所謂帝王亞烈進郷の名によつて判ずると三佛齊國の後なる舊港ならんとし、亞烈又は阿烈は元史に見える阿里と同じく回語にて大の義即ち亞刺比亞語 Alī の音譯であるまいかといはれてゐる。博士

が亞烈進郷の名より舊港の施進郷に想到されたるは確かに警敏なる考案であつた。然るに故三浦博士は大正十五年四月發表の應永外寇の真相なる論文にて「然るに余は李氏實錄を見て、此南蠻が瓜哇なることを知り得たるは快心の事に屬す」として右の南蠻船は瓜哇船なる事を力説せられた。^②（應永十三年）
太宗實錄六年八月丁酉の條に、

南蕃瓜哇國使陳彥祥至全羅道羣山島、爲倭所掠、船中所載火雞・孔雀・鸚鵡・鸚哥・沈香・龍腦・胡椒・蘇木・香等諸般

舊港及其日琉兩國との交渉について

藥材・蕃布盡被劫奪、被虜六十人、戰死者二十一人、唯男婦共四十人脫死上岸、彥祥嘗於甲戌年奉使來聘、國朝拜朝奉大夫書雲副正とあり、九月壬申の條に

瓜哇國陳彥祥等還、上厚賜以遣之、彥祥呈議政府曰、

（應永十三年）

永樂四年五月十八日蒙國王差遣、齎擎方物、特爲朝鮮國進賀、於當年五月二十二日起程、駕坐海船一隻、至閏

七月初一日未時、到朝鮮全羅道鎮浦外羣山島外、忽逢倭船一十五隻、當日兩相交戰、至初三日午時、寡不迭衆、力不能加、被劫掠一空、殺死蕃人二十一名、蕃人二十一名捉去蕃人男婦并六十名、現存性命上岸者并彥祥男婦并四十名、進賀方物并自己進獻衆人滿船物貨盡行被掠、今蒙給賜衣糧、回還本國、誠恐我國未信遇賊事、意口說無憑、乞賜回文爲照、又呈曰、永樂四年五月十八日蒙國王敬差、特爲齎擎方物進賀事、於當年五月二十二日起程、駕坐新造二千二百料海船一隻、至閏七月初一日、到朝鮮全羅道鎮浦外羣山島外、不期遭遇倭賊、劫掠一空、只留本船、今蒙使令回還、乃可駕船水手人等被殺殺害大半、餘

者捉去、駕船人少、本船重大難以乘駕、惟惟恐洋海儻有
疏、失性命爲重、今願將來大船納獻、回換四十料輕快小
船一隻、明年再來、上命許之
(應永十九年(二十一日))
とあり、十二年四月乙亥の條に

瓜哇國亞列陳彥祥遣使獻土物、琉球別種也、其書曰、
彥祥稽首頓首百拜、申議政府大人閣下、僕於前年被倭賊
劫害、感得皇恩、賜僕衣衫日食、又賜軍船、不勝犬馬之
情、來至日本國洋內、船隻漏水、被風漂流、失害檣棋、
流至岸邊、即時船沈、留得性命、又破倭賊劫盡、衣衫十
分寒凍無耐之、何感得、日本國王就時差使坐駕軍船一隻、
拜禮物、送至本國、國王就差僕送日本使臣回禮船隻、因風
失害檣棋、又回本國、至今年七月內、至日本博多地面、
官府留遲未及上京、至明年正月只得上京、僕想感得前年
貴國厚恩、意欲親身前來叩頭謝恩、干係未辦、僕不及前來
親謝、皇恩特差孫男實崇、齎持方物前來代拜、感謝聖恩、
蒙大人奏下情無任、叩頭叩頭、伏乞雷覽
とある。博士は「應永十九年彥祥其國王の命を承けて
日本に赴謝せんとせしに、暴風に遭ひて其船破壊したり

し爲め、本國に引返し、更に七月迄に日本に來謝せんと
して、四月先づ使を朝鮮に遣し土物を進めて先年の恩誼
を謝せり」とて應永十九年六月二十一日小濱港に入津せ
る南蠻鐵船二隻は此豫定の使命を果せるものであると解
されたのであるが、先の十三年六月の南蠻船に就いては
李朝實錄に記載する所と如何なる關係にあるかは明示さ
れた譯ではない。故三浦博士の瓜哇船説は其後殆んど定
説化したる如く見える。昭和七年八月薩摩國志布志町に
て發見せる阿多文書によつて應永二十六年來朝の南蠻船
に就き紹介さるゝ所あつた高柳光壽氏の如きも、「この三
浦博士の説はまことに卓見であつて私も全然同意を表す
るもの」と贊同せられたのみでなく、右の二十六年來着南
蠻船も亦瓜哇船なるべき事を想像してをられる。又最近
昭和六年の前論を補正發表された秋山謙藏氏も大體三浦
博士説の要領と一致する。③唯氏は其間多少の説明を加へ
られてゐる。即ち前掲十二年四月乙亥の條を引用して、應
永十三年八月全羅道群山島に於て倭寇のために襲はれ、
太宗より輕良一隻を賜り瓜哇に歸還したる陳彥祥は、其

際朝鮮に對して明年再來を約したることによつて、其答禮の爲に再び朝鮮に向つたのであるが、其途中日本國洋内に於て船が破損しまた風に吹きつけられて岸邊に漂着し、こゝでまたもや海賊群に襲はれ、日本國王より新たに軍船一隻を受け歸國したことを語つてゐるが、即ち應永十五年六月二十二日若狹國小濱に到着せる南蠻船なりとし、又應永十九年閏四月三日（月日は多分氏の誤記ならん）朝鮮に至つた陳彦祥の一行は同年五月二十五日日本に向ふことゝなつて、彼等は七月中に博多に赴く内命を受けてゐる様であるから博多を目ざしながら小濱津に到着したものと考へられると説かれてゐる。彦祥の呈書に「來至日本國洋内、船隻漏水、被風漂流、失害楫、流至岸邊、即時船沈、留得性命云々」とある條が、若狹國稅所今富名領主代々次第の「南蠻船着岸、帝王御名亞烈進卿、番使々臣問丸本阿彼帝より日本の國王への進物生象云々、彼船同十一月十八日大風中中湊濱へ打上られて破損之間に同十六年に船新造云々」といふ記事と對照して相當に事實を異にする點は暫く論外として、右の實

錄の記事の見解については大に所見を異にするものである。先づ實錄に「又賜軍船、不勝犬馬之情」と記すは明白に太宗六年即ち應永十三年彦祥の入鮮の際の待遇に對する恩謝を述べたもので「來至日本國洋内云々」は直ちに其文を承けて、即ち同年九月朝鮮を辭去して日本近海に到り難破漂着したものと解すべく、故三浦博士の解釋もかやうに説かれてをるようである、秋山氏のいはるゝ如く一旦此歲瓜哇まで歸還し、更に答禮のために再び朝鮮に向つて來航の途中日本近海に漂流したといふは穿ち過ぎてゐる。然りとすれば彦祥の漂到地が何處なるにせよ、それは應永十三年内の事にて小濱來着の南蠻船とは無關係といはねばならぬ。次に「至今年七月内至日本博多地面、官符留遲未及上京、至明年正二月只得上京」とあるを、此書契を朝鮮に齎らせる應永十九年四月以後の事實即ち豫定の行動と解せられてをり、此點は三浦博士も亦同斷である。然るに右は七月中に博多に到りしも上京即ち京都に上らんとして官府留遲して果さず明年正二月に上京するといふ意味で、官符留遲未及上京の語は當然此書

契の記されたる現在の過程を示し、従つて博多到着後

のと認定し得ざるを得ぬ。

の起草にかゝるものといはなければならぬ。右の書契は太宗十二年（應永十九年）の四月の條に掲ぐるものであり、従つて其前年即ち應永十八年七月博多到着以後に記されたものであらう。此條彦祥自ら入鮮したのでなく、孫男實崇をして代らしめたものなる事は書契に明かである。或は博多附近より渡鮮の使船商船等に同乗せしめたものかも知れぬ。秋山氏は彦祥が閏四月頃朝鮮に到り尋

秋山氏は兩度の小濱來着南蠻船が瓜哇船なりとし、附加して新村博士の説を引き「當時瓜哇の國勢は頗る盛んであり、舊港の如きも其の治下に在つたので、亞烈進郷も舊港の副頭目施進郷であるかも知れぬ」と言及された。當時舊港が瓜哇に半屬したるは事實らしいが、進郷は舊港宣慰使を明帝より賜はり、支那及び此と密接なる交渉を有つ日本・朝鮮或は琉球等へ通信を行ふ場合あれば宣慰使又は此に相當する名義を以てしたので、瓜哇半屬の事實は支那に對し飽くまでも表示すべきものでなく又東亞諸邦に對しても同様の態度を持したのである。此の事は後に例述するであらう。従つて李朝實錄にいふ瓜哇國使は絶對に舊港國使ではあり得ないのである。

で七月頃博多に赴航する豫定なりし如く記せるも彦祥自身の入鮮せざりし事は明白にて、今年七月内至日本博多云々を應永十九年内の豫定事とせんか、恐らく故三浦博士の如く孫男實崇をして先遣せしものと解せざる得ず、従つて之を瓜哇より出航したものとすればおそくも二月末三月初めに開帆したものと見らるゝ。當時南洋より支那支那より日本に渡航するは西南恒信風を利用するのであるから、其時期は五・六月で二・三月では時機尙早に過ぎる。果して然らば彦祥の博多入港は應永十八年七月の事にて、十九年六月小濱津入津の南蠻船とは無關係のも

應永二十六年南九州來着の南蠻船の顛末は高柳光壽氏によつて昭和七年八月初めて紹介された。此南蠻船の一件は後段述べる所と直接に關係する所が多いので高柳氏の記述を追うて稍や委しく紹介しよう。南蠻船關係の文書中時日の早きは應永二十六年と推定さるゝもので、

南蠻船可著岸當津博候之處、依海上怖畏其方ニ逼留之由注進到來候、不可然候、仍先京都へ申了、如何ニモ被加御助成、早々此面ニ被送越候者目出候、就其態遣迎船候、隨而津々浦々警固事堅申付候、可有御心得候、恐々謹言

八月五日

道 鎮 (花押)

町田飛驒守殿

道鎮はいふまでもなく九州探題澁川道鎮、宛名の町田飛驒守は薩摩の豪族で阿多氏は家久後忠清と稱した。

次で十月二十三日附を以て道鎮及び此際既に探題職を襲うた其子の義俊より、南蠻船着岸につき幕府より兩度に及んで探題まで命あつて兵庫津に廻航せしむべきを達せられたる事等を報じ、更に翌年二月十七日附にて義俊、同月二十三日其重臣と見らるる宗壽なるものより、南蠻船の猶阿多領に滞留するを以て博多に廻航せしむべきを達してゐる。更に又三月二十二日附にて義俊より町田氏宛の書狀に「南蠻船去月十五日可出船之由、自那弗答狀到來候、但又延引候歎云々」として速かに廻航に奔走すべ

きを達してゐる。更に卯月七日附家久より義俊の使者芥河愛阿に與へた書狀案によると、南蠻船の出津準備の際、匠作なるもの大軍にて三月二十七日來襲し、南蠻船を奪取せんとしたるを以て、大に驚き碇を切捨て出航し終つたといふのである。高柳氏の考證によれば匠作は多分島津久豊で當時家久と敵對關係にあつたといふ。高柳氏は又南蠻船來着の場所は川邊郡泊津ならんかと推想され、一方阿多郡の某所かとの疑も残してをられる。氏が此南蠻船を以て瓜哇船と解釋されてゐる事前述の如くであるが、是は小濱津來着の南蠻船を以て瓜哇船とする説より着想以外他事ある譯でない。

小濱津着岸の南蠻船を考へるに先だち、便宜上南九州來航のそれを考察しよう。私は本年三月末沖繩縣立圖書館を訪ひ、此處に寄托保存さるゝ歴代寶案中より琉球・舊港關係の文書九通を得た。歴代寶案は昭和七年の發見にかゝり翌八年十一月圖書館に寄托されたもので球陽にいふ「洪武永樂間、賜閩人三十六姓、其孫子知書者、授大夫・長史、爲貢謝之司、習海者、授通事總管、爲指

南之備」とある久米村居住の閩人子孫が執筆せる外交文書案を集成せるもので、現存するもの百六十二冊洪濶元年頃より同治六年に及ぶ。内第一集は康濶三十六年に、閩人子孫の尊崇せる天妃宮に保藏する寶案を重修せるもので四十九卷、現存四十二冊、第二集は雍正七年に抄成せるもので康濶三十六年以後雍正五年間の文案を偁め、以後連年續脩せるものである。現存の寶案は天妃宮に保存され、最近には久米居住の人々の間に轉々秘藏されしものである。舊港關係の最も古きもの、内に左の文案がある。⑥

琉球國王相懷機端肅奉書

舊港管事官閣下、自永樂十九年間、准日本國九州官源道鎮送到、舊港施主烈智孫差來、那弗荅鄧子昌等二十餘名、到國告乞遞送回國、准之、緣無能諳火長、思係遠人難以久留、未故擅便除啓

國王敬蒙郡便差、令正使閩那結制等、駕使海舡一隻、已到暹羅國、仍行乞爲轉送、□未知到否、今有本國頭目實達魯魯等□□小船一隻、裝載磁器等貨、到貴國買賣、

仍令尺楮付實達魯魯等、前到

舊港管事官前、告稟回報、今備禮物馳送少伸遠意、方望笑留所有、今去人船煩爲寬容買賣、趕趣風迅回國、

庶爲四海一家、永通往來便益、今將禮物開坐千后、草字不宣

今開

素段五匹 鎖子甲貳領

袈刀貳柄 腰刀貳柄

摺扇拾把

宣德三年拾月初五日奉書

右は即ち永樂十九年即ち應永二十八年に九州探題澁川

A. D. 1421

道鎮より舊港の施主烈智孫の派遣せる那弗荅鄧子昌等二十餘名を琉球に送到し、鄧子昌等は遞送回國を請うて、琉球より暹羅に派遣せる正使閩即結制の船に便乗せしめ暹羅に到つて轉送せしめた。⑦

而して宣德三年冬實達魯魯等が磁器等を積んで舊港に行き貿易せんとするに際して書を付して鄧子昌等の安着如何を問はしめ、寛容なる貿易の許諾を乞うたのである。然し宣德三年九月二十四日付

琉球國王の暹羅國王への移咨文によれば實達魯は暹羅に赴く正使として天字號海船一隻に駕して派遣さるゝ事になつてゐるから、思ふに先づ暹羅に行き胡椒等を收買して次で舊港に到つたのである。實案所收の右文案の後に「往舊港」と加筆してゐるのは即ち之がためである。

施主烈智孫とは恐らく舊港宣慰使たりし施進郷の子濟孫 Chiu-sun であらう。皇明實錄の永樂二十二年正月甲辰(二十)の條に

舊港故宣慰使施進郷之子濟孫、遣使丘彥誠請襲文職、並言印爲火所燬、上命濟孫襲宣慰使、賜紗帽・花銀金帶、金織文綺襲衣・銀印・令中官鄭和齎注給之

とある。進郷は永樂十四年春頃には生存してゐたと認むべき節があるが、其後間もなく歿したらしい。施主烈智孫の施は姓智孫は名で、主烈は室利・悉利等にて支那書に見ゆる梵語の Śrī であらうと思ふ。暹羅では明史に其王參烈昭昆牙、又は其王之姉參烈思監等とある參烈が是であつて一種の美稱である。彼は此使船派遣の際は未だ宣慰使に補任されてゐなかつたことはいふまでもないが、

舊港及其日疏兩國との交渉について

是等に就いては後述する。那弗荅鄧子昌の那弗荅は波斯語の nakhuda 馬來語の nakh-da の音譯であらう。the master of a native vessel の義である。明の黃衷の海語・滿刺加の條に「其尊官稱姑郎伽哪、巨室稱南和達、民多饒裕、南和達一家胡椒有至數千斛、象牙・犀角・西洋布・珠貝香品若他止蓄無算」とある。南和達は即ち naocoda 貿易家であり、富商なる事を記してゐるが、Yule 氏が naocoda の元來は持荷を積める船主を意味すると云つてゐるのも之に幾い。右の書は琉球國の國相懷機より舊港管事官に宛てたるを注意すべきである。懷機は景泰三年那崩首里間の長缸堤を築成せる人として有名であるが、朝鮮・暹羅を始め、此頃以後瓜哇・滿刺加・蘇門答刺等の諸國王間との頻繁たる交渉は琉球國王の移文を以て爲されたるに對し、舊港間の九通の文書は孰れも國相懷機の名にて行はれてゐる。宣慰司進郷及其後繼者の位置の何たるかは、外務執掌の人々にも略ほ熟知されたものであらう。

右の文によれば永樂十九年即ち應永二十八年施主烈智

孫の使者鄧子昌等が道鎮の手により琉球に送致されてゐる。此事より何人も應永二十六年南九州來着の南蠻船の事實を想起せざるを得ないであらう。阿多文書によれば

二十七年三月二十三日匠作なるもの、來襲のため町田領の海岸より開帆せし事を以て其消息を絶つてゐる。澁川道鎮・其子義俊は頻りに博多廻航を命じ又南蠻船來航の目的地が内外商船舶貨の輻輳地たりし博多に存した事は「南蠻船可著岸當津^博候之條云々」とある事によつても明瞭である。町田領に其遷延逗留したるは高柳氏の考へられたる如く寧ろ町田氏等の押置によりしなるべく、二十七年二月十五日には澁川氏宛那弗荅より博多に向ひ出航する旨の狀あり、而も延引してゐるのである。此那弗荅が前述の船主の義なる事いふまでもない。町田領出航の後南蠻船の一行は博多に到り、道鎮父子に謁したのであらう。かくて翌年東北信風期に琉球迄道鎮の保護にて送られ、琉球より返羅を経て舊港に轉送されたものと思はれる。右の經過より考ふるに南蠻船は町田領出航以後、何れの時か風波か海賊かのため破損し終つたのであらう。

う。三月二十二日付義俊の狀に見ゆる那弗荅は即ち那弗荅鄧子昌を指すものと信ぜられる。那弗荅の文字の一致する事も亦一の傍證となるであらう。

應永十五年同十九年小濱來着の南蠻船が瓜哇船と何等直接の關係を有つものにあらざる事前述の如くである。唯從來、當時來着の南蠻船の本國につき國內史料に全然據るべきものなき、又一方瓜哇國が此頃我が近海に來り又我が國にも交渉を有したる證據ある事李朝實錄の明示する所なるを以て、小濱來着の南蠻船も亦瓜哇船たるやの推想を與ふる餘地あるに過ぎぬ。然るに應永二十六年來朝の南蠻船が既に舊港船とせんか、かの小濱來着の南蠻船も亦同様の設想の餘地を有ち得るであらう。應永十九年の來着南蠻船の瓜哇船たるや舊港船たるやの決定は確證の出現を將來に俟つべきものとしても應永十五年の船の舊港船たるやは疑を容れぬ。即ち亞烈進郷は舊港直慰司施進郷なる事は動かすべからざる事實である。應永二十六年來着船は恐らく進郷の没後其子濟孫の派遣したるもので、父の先蹤に従つたものであらう。

註

① 新村博士 日本と南國との關係 藝文 大正四年一月

② 三浦博士 日本史の研究第二輯 一一〇—一一〇三

③ 秋山謙藏氏 瓜哇船の渡來と象の傳來 日支交渉史所收

④ 應永十三年には五月二十二日に瓜哇を出て閏七月一日群山島外に着したといふから約七十日間の行程であつた。私は今適當

當他の事例を擧ぐる事は出来ないが、鄭和第七次の西征には五虎門から瓜哇まで途古城の滞在日を除き航行日数のみで四十一日を費して居り、古城より瓜哇まで二十五日を要した。

宋史ではスマトラの三佛齊から廣州まで順風で二十日を要する事を記す。思ふに瓜哇より朝鮮近海に到るまでには少くとも二ヶ月間は之を必要としたであらう。

⑤ 高柳光壽氏 應永年間に於ける南蠻船來航の文書について 史學雜誌 四三ノ八

⑥ 歴代寶案第一集の序文にいふ「歴代寶案藏于天妃宮、其來久矣、然歷世已久而不能無廢夷之患、今 國相尙弘才・法司尙世俊・毛克盛・毛見龍心甚憂之・隨令紫金大夫蔡鐸・長史蔡應祥・鄭士編重脩舊案抄成二部一部四十九本、一部上于 王城、一部藏于天妃宮、自康熙三十六年丁丑四月四日起、至十一月三十日告竣」とあり、蔡鐸等の下に編者十五名あり、經世家として有名になつた蔡溫も其一人である。第二集の督抄寶案記に「雍正四年丙午二月二十四日再承 紫金大夫程順則・長史蔡用彌・程允竹・令自康熙三十六年至雍正五年、抄成寶案二樂、

舊港及其日疏兩國との交渉について

共作十六本内一本目錄」とあり、雍正七年己酉十二月成り第二集は全十六卷で、續く卷之十七の初頭に「以下除二集十六本外、毎年續抄二集目錄」とある。第一集のみでなく第二集以下も二部を作成して一部を尙家に献じたらしいが、沖繩縣教育會の島袋源一郎氏や圖書館司書の宮里榮輝氏の談によると尙家の分は縣令木梨氏が内務省に引渡して遂に震災に焼亡したらしい。但し尙家には琉球國王の符一冊（自崇禎三年至同八年）と清兵部省の移かと思はれるもの一冊（嘉慶十二年）があるが、是は其際の殘本らしい。現在圖書館に寄托さるゝは即ち舊天妃宮藏のものである。懷機の文案は、すべて卷之四十三山南王併懷機文稿に收む。

⑦ 宣德三年十月以前琉球より暹羅に派せる文案の現存するもの左の如くである。

文案日付 船名數 正 姑 使

洪熙元 仁字號等二隻 浮那口是 阿勃馬結制

同 二、九 義字號 南者結制

宣德二、九 勝字號 實達魯

同 三、九 盤字號 浮那姑是

同 三、九 天字號 實達魯（舊港に赴く）

然し琉球・暹羅の交渉は以前よりあつた。洪熙元年月日の琉球國王の移咨文中に「自洪武至永樂年來曾祖及祖王先父王至今、逐年累遣使者賽非儀、前詣貴國奉獻」とあり、永樂十七年の如き阿乃佳を派した事等も見える（卷之四十、國王咨）。

第二十卷 第三號 五九九

皇明實錄永樂二年九月壬寅の條に暹羅船の琉球往來の途福建に難破した記事がある事も参照される。開那結制の派遣は何年か明白でないが、永樂十九年か二十年の間にあるのであらう。

⑧Hob. Job. p. 612, William Marsden, Dictionary of the Malay Language, p. 348

Reinaud は馬來語の Na khodh は波斯語より出でしものとす。

⑨球陽卷之二 尙金福王二年の條

二

琉球より鄧子昌一行を舊港に送致せる事が直接の動機となつて兩國間に交渉が開始さるゝ事となつた。右に關する往復文書はすべて九通現存するが、此文書は從來乏しき舊港の歴史に對しても若干の史料となるを以て、旁々左に列擧する。

(一)琉球國王相懷機端奉書

三佛齊國舊港僧亞刺吳 閣下 自宣德四年六月内蒙

貴國遣來財賦祭陽等、附塔本國船隻、資捧

箋文禮物、到彼蒙此本國人船多蒙管^符寬容買賣、承惠

貴國奇異罕物、并賜卑爵奇物、速行類進、及茲來使

啓見、敬奉

王令旨、多感厚意、看得人船、又送禮物、便賞來使衣、

服、好看管待、就偷禮物、速行回謝、遣使駕船、護送回

國、敬此除敬遼外、本欲隨即遣船、奈缺船隻、以至

延今、物遣正使步馬結制等、管送禮物、領駕人船、護

送來使察^方泰回^方、就偷尺格、前詣拜謝、少伸遠意、

望收^方煩、念四海一家、今去人時裝載磁器等物、煩

爲寬容買賣、趕趁風信回國、今將禮物開坐于后、草字

不宣、伏乞照鑑

今開

馬貳疋 閃色段拾匹

段五疋 羅三匹

宣德五年十月十八日 王相懷機

(二)琉球國王相懷機端奉書

三佛齊國寶安邦本目娘粧前 自宣德肆年陸月内承得封

書、送到奇物、就付本國船隻前來、卑爵

啓進

敬奉

王令旨、感得遠信、偷知書中、合遣人船、特去回謝、敬

此敬遼外、得觀翰墨內壹節、參見前年間貴處人船到

彼、本欲差使□送、缺無火長、致送

暹羅國、甚是有愧、所差船隻、會問之間多蒙管待、并

送奇物、感謝厚意、今特遣正使達且尼等、領駕人船、

資送禮物、前詣回謝、幸希收納、今去人船、專托顧盼、

煩爲作成寬容買賣、完日發、趁風迅回國、永結四海一家

爲□、草字不宣、伏□^乙

照鑑

閃色段參匹 青段貳匹 腰刀貳把

宣德伍年拾月拾捌日 王相懷 奉書

(三)三佛齊國^寶林邦□次 本頭娘□首再拜、即日孟奉謹

時、伏惟

琉球國公卿王相 台座 謹責、不謂謙仁貶物、荅教、佩

服厚意、退揆缺然、自宣德五年十二月十一日受到寄來

批信、大膽收受、齊全感謝、

鈞候與居多福、仰依大夏幘幘之庇、尙稽膽□鈞庭、此承

藻翰誨諄、復少禮鶴俟治服、迨今慊然、昨承教帖、諒

蒙恕

照、今特

貴國本船回還、資寄禮物、前詣回謝、幸希收納、今來人

船買賣完備、趕趁風迅 前往處所、草字不專、伏乞

頓納

必布貳匹 長文節智壹塊

頂□壹匹 沉香 壹拾斤

宣德六年二月初三日本頭娘再拜奉書

(四)三佛齊國寶林邦遇婦俾那智施氏大娘仔百拜上書

琉球國王相尊候台前 拜違台誨、倏易歲華權掌

當朝之大事、即日仲春、謹時敬惟

公庭清逸、鈞候納福無量、自宣德五年船隻前來到邦、

明稱

貴國王庭仁義禮祝、末由參拜均塚、少意、奉讀、草邦賤

國、希少貴物、今見便船回□□禮^博

貢奉、准表鵝毛之意、草字不專、伏乞 笑納

今開奉來博禮

紅花布被面一合

紅花布頂子一合

青花文佃布二合

象^楯□二條

淡^楯□仙酒四罍

宣德六年二月初三日愚婦俾那智施氏大娘仔百拜奉書

(五)琉球國王相府王相懷 端拜奉書

三佛齊國舊港管事官閣下、近自卑^箭□奉

王旨、敬此除敬依奉行外、今遣正使阿普尼是等、坐駕安

字號海船壹隻、領齋禮物、詣前表送遠信、萬望收受、

永結四海一家、相通音好、仍煩卑今人船、從便買賣、

趁風時月回還、及照已先宣德五年本國遣使、駕船前至、

甚蒙回奉禮意、到國^當□行類

進喜受、敬此、合行拜謝知會、今得送信、物件開坐數目

于後、草字不專、伏希照亮

今開

各色段十一匹 各色羅九匹

各色紗五匹

正統三年十月初四日

(六)琉球國王相府王相懷 端肅奉書

三佛齊國寶林邦施氏大娘仔粧前、自^於□宣德六年甚感珍奇

好信及書一封、就付來使船隻回國、已憑喜受收訖、向

後累欲遣使、屢達

貴國、爲少火長、以致疎廣年深、其多感厚意、銘心不忘、

爲此今偷微誠奉謝、遣使齋送信物、以表遠意、萬幸笑

納、是^惟□四海一家永通心盟、仍望共成柔恤遠^人船早

令從便買賣回國、今將禮物開坐于後、草字不專、萬望

心照

今開

漆盤中樣貳佰箇 漆棧貳佰□

正統三年十月二十六日

(七)琉球國王相府王相懷 端肅奉書

三佛齊國寶林邦本頭娘粧前、得知先於宣德六年間、甚

謝好信、憑書收訖、向後却少能諧海道火長、以致疎曠

多年、今令正使伍寶佳勃也齋捧遠書代面奉謝、備送意

幸收納、是心盟四海一家永通音好、更煩共成憐恤遠來

船、早令買賣回國、今將禮物開坐數千後、草字不專、

幸希

心照

今開

正統五年九月 日

(八)琉球國王相府王相懷機 端肅奉復

貴國三佛齊舊港寶林邦施氏大娘粧前、自於宣德六年甚喜

收見珍寶奇并書壹封、所付本國來便船回國、逐一憑書

收訖、向後累欲回謝屢達

貴國、却少航海火長、以致疎曠多年、其感激之心、不忘

朝夕、爲此今備禮物、馳送以表遠意、惟盟心四海一

家、萬容酬謝、仍希笑□□□□□□懷遠方早令今次人

船從□□□□□□禮物 後、草字不專、萬望

心照

今開

白段二匹

漆棧二百箇

正統五年十月初四日

他に宣德三年の便船に附したる同年九月二十四日附の執照文一

通がある。

宣德三年末に暹羅・舊港に向つた實達魯の船は(一)

(二)の文書によれば宣德四年六月に琉球に歸國してゐる。

琉球船の回國に際して舊港の僧亞刺吳より財賦察陽

等を同船せしめて箋文禮物を贈り、又寶安邦本目娘より

封書奇物を進めた。琉球では翌五年十月僧亞刺吳宛に正

使步馬結制を派して前年の來使を護送し、又本目娘宛に

正使達且尼等を派して共に國相懷機の書と禮物を進め琉

球船裝載の磁器等の貨物貿易に寛容ならん事等を請うて

ゐる。兩使は勿論一隻の海船に駕したであらうといふ事

は前後の事例に徴して明かであるが、此船は(三)(四)の

文書によれば同年十二月十日に舊港に到着した。右の僧

亞刺吳とは、何人か、又固有名詞か普通名詞かは判然しな

いが、恐らく普通名詞ではないかと想像する。寶安邦本

目娘の寶安邦は(二)以下の文書に見ゆる寶林邦と同じく

Palimbang の音譯で、明史三佛齊傳に「洪武七年」王麻

那哈寶林邦遣使來貢」とある寶林邦も同じである。此宣

德五年末の琉球國船に對して舊港では翌六年西南信風期

の出發に當り之に附與して本頭娘及俾那智施氏大娘仔の二女から封書を寄せ禮物を贈つてゐる。此時は舊港の使節は同行しなかつたらしい。六年間を経て正統三年十月琉球よりは正使阿普尼等を派し安字號の海船壹隻に駕せしめて、宣德五年往訪の琉球國船に貿易の便易を與へられたるを謝してゐる。封書の内一通は舊港管事官に宛て一通は寶林邦施氏大娘仔に送られてゐる所を見ると本頭娘は即ち舊港管事官に相當するものなる事明かであり、更に又溯つて僧亞刺吳が本頭娘に本目娘が施氏大娘仔に各當るのでないかと思ふ。俾那智施氏大娘仔の俾那智は懷機の書に單に施氏大娘仔と宛て、あり、身分的稱號なる事を察せしむるものであるが、私は俾那智 *Praochi* は馬來語の *leiwān, prān* の音譯でないかと思ふ。之は印度諸島に於いて頭目の稱で特にスマトラにて用ひられてゐるといふ^①。本頭娘・本目娘等も結局女頭目といふ程の意味であらう。正統三年の琉球國船に應ふる答書は遂に齎らなかつたらしく、(七)(八)の文書に見えずして唯宣德六年の好信禮物を云々してゐるのみである。琉球で

は更に翌々正統五年正使伍實佳勃也を派して禮物を送り書文を本頭娘・施氏大娘に寄せてゐるが、以後兩國往復の史料は斷えてゐる。思ふに之は史料の亡佚したものといふより、舊港側の態度が極めて消極的で、琉球國船に附して使節を派したるも唯一回で、封書・禮物を附送するのみとなり、後には之をも缺く事となつて兩國通交も消滅したものと解せられる。是後にも説く如く舊港の勢威、貿易狀態の衰萎に起因するのであらう^②。

然らば本頭娘・施氏大娘仔とは如何なる女性であらうか。馬觀の記錄彙編本瀛涯勝覽の舊港國の條に「就賜施進鄉冠帶、歸舊港爲大頭目、以主其地、本人死、位不傳子、是其女施二姐爲王」とある。施二姐は此處では施進鄉の第二女といふ意にとれるから、二人の女があつた事は確しかである。瀛涯勝覽では二姐が進鄉の跡を承けて華僑の頭目となつたといふ。寶案に載する本頭娘・施氏大娘仔が施氏の二人の女に當るものと考へる。本頭娘が舊港管事官と記されてゐるから、恐らく二姐ではあるまいか。舊港が寶林邦と同一なる事既に寶案の文に於いて

も明白であるが、宣徳頃施進郷の女二人が舊港の華僑頭目として臨んだ事も殆んど疑問の餘地がない。唯三佛齊と寶林邦と、濟孫と本頭娘・施氏大娘仔との關係は次に考へようと思ふ。

註

① Favey; Dictionnaire Malais-Français, p. 116.

Marsden, ibid. p. 221 prôtân ኩኑትራግ ገጽጽ ገጽጽ

間の頭目の稱號といつてゐる。

② 宣徳四年より正統五年に至る十二年間に琉球より南海諸國に遣したる船參考として左に記す。

移吞文日付	船名	正使	目的地
宣徳四、一〇、一〇	洪字號	有南結制	暹羅
(五カ)			
同 四、一〇、一〇		南者結制	同
同 五、一〇、一八		南者結制	瓜哇
同 六、九、三		郭伯茲每	暹羅
同 七、九、九	恭字號	由有結制	同
同 七、九、三〇		步馬結制	同
同 八、九、一八		均周佳	同
同 八、九、一八	勇字號	益沙每	同
同 八、一〇、三		阿蒲察都	同
同 九、九、二六		步馬結制	同
同 九、九、二六		阿普尼是	同

舊港及其日琉兩國との交渉について

同 一〇、九、一二	阿普尼是	同
正統元、一〇、一	欲沙每	同
同 二、八、一六	順字號	同
同	安字號	同
同 三、	永字號	同
同 三、一〇、四	勇字號	同
同 三、(四誤記カ)	明泰	同
同 四、四、九	安字號	同
同 五、一〇、一六	欲沙每	同
	揚布勃也	同
	瓜哇	同

暹羅との交渉は古く且頻繁であるが、南海諸國では次いで舊港・瓜哇との往來が始まる。瓜哇への遣使は宣徳五年十月十八日付の移吞を最初とし之に「久欲遣使來賀、奈微國缺諸海道之師、以致如斯失大儀」とあり、第二回目の正統五年十月十六日付の移吞に「琉球國王見爲禮儀事自宣徳五年始云々」とある。猶又滿刺加國、蘇門答刺國へは天順七年八月四日付の移吞文を以て最古とする。勿論以上は琉球人の南海に往來せしが各此時より開始されたといふ意味でない。元の元祐四年頃宮古人が既に馬來半島の南端に通商した事は故藤田博士の指摘された所である。唯明代に於ける國交を背景とする通商貿易に於いてしかいふのである。

三

舊港がスマトラの Palimbang なる事は今日東西學者共に異論のない所であるが、三佛齊が舊港と同じ地である

か否かといふ事は論議の無い譯でなく又其間論すべきものがある如く思はれる。

私は先づ明代の三佛齊國に關する記録中、前代記録の單なる受繼ぎの類を除き當代の史實として傳へるものを中心として考へよう。明史三佛齊傳に「洪武三年太祖遣行人趙述、詔諭其國、明年其王馬哈刺札八刺卜、遣使奉

金葉、隨入貢黑熊・火雞・孔雀・五色鸚鵡、諸番・苾布・兜羅被諸物、詔賜大統麻及綿綺有差、戶部吉、其貨舶至泉州宜徵稅、命勿徵、六年王恒麻沙那阿者遣使朝貢、又一表賀明年正旦、時其國有三王、七年王麻那哈寶林邦、遣使來貢、八年正月復貢、九年王僧伽烈字蘭遣使、隨詔諭拂菻國朝使使、入貢、九年恒麻沙那阿者卒、子麻那巫里嗣、明年遣使貢牛・黑熊・火雞・白猴・紅絲鸚鵡・龜筒・及丁香・米腦諸物、使者言、嗣子不敢擅立請命於朝、天子嘉其義、命使臣、齎印勅封爲三佛齊國」とある。此によると恒麻沙那阿・麻沙者巫置は父子で同一家であるから洪武初年三佛齊に四王家あつた如く見える。然に「時其國有三王」ありと明記してをり、何喬遠の名山藏・王享記三佛齊の條に

は「國王馬哈刺札刺○中略王卒、恒麻沙那亞者嗣」とあつて此に従へば三王家となつて前後合致するようである。馬那哈寶林邦の寶林邦は明かに Palembang で舊港の地に居つたものと思はれ、他の二王は別地に臨んだ如くも解せられる。明史の此文では舊港は三佛齊國と呼ばれた地方の一部であるといふ解釋が一應成立する。

明史に前述の文を承けて「時瓜哇強、已威服三佛齊」とあり、又明史・明史稟に洪武三十年に暹羅に移咨して瓜哇に轉達せしめ三佛齊が所謂聲教を梗するを咎め瓜哇をして三佛齊に告諭せしめた公文を載せて「時瓜哇已破三佛齊、據其國、改其名曰舊港、三佛齊遂亡」とあるが、洪武年間三佛齊の地が瓜哇の攻略を受けたのは事實であらう。此等の混亂に乗じてか洪武より永樂にかけて廣東人たる梁道明・陳祖義なる華僑の頭目が舊港に據つて勢力を張つた。W. P. Greeneldt 氏は三佛齊、舊港共に Palembang 河上にあつて前者は沿海の最大の河流に臨み外國貿易に最も恰好の地位を占めたといひ、後者は場所を幾分異にするといふ説であるが、氏は此場所を異に

する論證として「陳祖義が舊港にあつた支那人の頭目で三佛齊には他の頭目がをり、此が場所の異なる證據である」と述べてゐる。^①他の頭目とは即ち梁道明を指してゐる。氏の此段の説明は明史に據つたのであるが、之は前掲暹羅への移咨の「瓜哇已破三佛齊據其國、改其名曰舊港、三佛齊遂亡、國中大亂瓜哇亦不能盡」に續いて「有其地華人流寓者往往起而據之、有梁道明者云々」とあり、又陳祖義の條には「(永樂)四年舊港頭目陳祖義、遣子士良云々」とあつて明瞭に舊港に據れるを記せる所より來たる氏の誤謬である。即ち氏は右文を英譯して When San-bo-tsai went down the whole country was disturbed and the Javanese could not keep all the land: for this reason the Chinese, who were established there, stood up for themselves, and a man Nan-hai in Canton, called Liang Tan-ming, (梁道明) who had lived there a long time and roamed over the sea, followed by several thousand men from Fukien and Canton, was taken by them as their chief. と云つてゐる。梁道

明の舊港によりし事は皇明實錄永樂三年正月戊午の條に「遣行人譚勝受、千戶楊信等、住舊港招諭逃民梁道明等、舊港在南海與瓜哇隣、道明廣東人、聖家竄居于彼者累年廣東・福建軍民從之者至數千人、推道明爲首」とあるによつて明白であり、明史の記載も實錄に據れる事いふまでもない。故に Groeneveldt 氏が三佛齊を以て舊港と場所を異にするといふ唯一の根據は誤である。瀛涯勝覽に「舊港即古名三佛齊是也」とあるを始め明代の史書皆舊港三佛齊を一見同一視する如き筆法であるが、然し既に明史の記事を分析せる如く舊港即ち Palimbang と三佛齊の事實は一致しない。即ちそれは Groeneveldt 氏のいへる如く場所を異にするものでなくて、舊港は當時三佛齊と稱せる地方の一部である。對立的の相違でなくて廣狹の差であると思はれる。歴代寶案に收むる本頭娘・施氏大娘仔の書に三佛齊國舊港三佛齊國寶林邦と記すもかくて理解し得る如く覺える。

故藤田博士は舊港が Palimbang なる事は疑なきも、之が古の三佛齊であるといふ事は明代に始まつてゐるとし

古の三佛齊は「Jambi」なる事を主張せられたのは (Groen-veldt 氏等の論よりも傾聽すべきものと思ふ。^②) 然し明代以前の記録により明代以前の三佛齊が舊港にあらざる事を強調するゝの餘り明代の三佛齊國なる存在を否定せられ、費信の量様勝覽等に舊港三佛齊を一國視したるは當時三佛齊なる國存せざるよりの誤解であるとせられたのは如何であらう。勿論當時の三佛齊國なるものが統制ある國では無かつた事は瓜哇の侵略や華僑の擡頭乃至は明史にいふ三王の存立等によつても察せらるゝが、一の地域を指す呼稱として存した事は疑あるまい。現に明帝が三佛齊國王を封じ又施進郷の後繼者が自ら三佛齊國舊港と稱せる事を参照すべきである。

何喬遠の名山藏に「永樂年中竟爲瓜哇所兼、國亡、廢其國都、曰舊港」といひ、又明史明史稟收載の洪武三十年暹羅の移咨中に「時瓜哇已破三佛齊、據其國、改其名曰舊港、三佛齊遂亡」とあり、後者では當時舊港と改名してゐたといふのみで年次は分明でない。永樂年間の瓜哇の侵略は誤聞として明の初世此の事ありとするも既に

故藤田博士の指摘されたる如く島夷誌略に舊港の事あれば此際舊港の名が始つた譯ではない。然し右の如く三佛齊が何時の時代か瓜哇に破られ其故都を舊港と稱したといふ記事は注意さるべきものと思ふ。

元の汪大淵の島夷誌略によれば、舊港及び三佛齊の各記載があり別個の場所たるを思はしめる。而してその舊港が Palembang なる事は異論はない。とすれば三佛齊は Palembang にあらざる筈である。三佛齊の名は宋史や宋の超汝适の諸蕃誌等に現はれて宋時に始つてゐるが、島夷誌略の三佛齊傳は此等宋時のそれと同様の内容を示してゐる。島夷誌略三佛齊條に

自龍牙門去、五晝夜至其國、人多姓蒲、習水陸戰、官兵服藥、刀兵不能傷、以此雄諸國、其地人烟稠密、田土沃美、氣候暖、春夏常雨俗滴、男女椎髻、穿青棉布短衫、繫束冲布、喜潔淨、故于水上架屋、採蚌蛤爲鮮、煮海爲鹽、釀秫爲酒、有曾長、地產梅花片腦、中等降真香、檳榔・木棉布・細花木・貿易之貨、用色絹・紅硝珠・絲布・花布・銅鐵鍋之屬、舊傳、其國地忍穴、出牛數萬、人取食之、

後用竹木塞之、乃絶

といへるは諸蕃志に「國人多姓蒲」といひ、「舊傳、其國地面忽裂成穴、出牛數萬成郡、奔突入山、人競取食之、後以竹木塞其穴、遂絶」といひ、又「習水陸戰(中略)臨敵敢死、伯於諸國」といひ、殊に此條は南宋の周去非の嶺外代答卷二に「而人習戰攻、服藥在身、又不能傷、陸攻水戰、奪擊無前、曲以故隣國威服焉」とあるに似てゐる。島夷誌略の三佛齊傳の大部は前代の記録の踏襲であるが、諸蕃志に「在泉之正角、冬月順風月餘方至凌牙門、經商三分之一」とあり、宋史に「汎海使風二十日至廣州」とあるを、「自龍牙門去、五晝夜至其國」と爲すは稍や特色ある記載と思ふ。

三佛齊は室利佛逝 *Sri-Djaya* の訛であるが、三佛齊の名は宋時に始まり其内容ある事情の記述も同様である。私は宋代の記録によつて之を考へようと思ふ。

故藤田博士が三佛齊が *Jambi* なりとせらるゝ主なる根據は凡そ次の如くであらう。

(イ) 誌略によると龍牙門より五晝夜にして三佛齊に到

るといふ。博士は龍牙門を *Singapore* なりとせらるゝのであるが、此處より *Jambi* 河口まで二晝夜で充分であらうが、*Jambi* 城までは五晝夜を要すといふは疑ない。其他誌略に「喜潔淨、故于水上架屋」といへるは此地に最も適する。

(ロ) 嶺外代答に「諸蕃水道之要衝也」とあり「東自閩婆諸國、西自大食故臨諸國、無不由其境而入中國者」とあり諸蕃志に「其國在海中、扼諸番舟車往來之咽喉」といへるは *Jambi* に適する。

(ハ) 宋史三佛齊傳に其王號詹卑とある。詹卑は國名若くは河口で王號でない。詹卑は瓜哇語で土名であるのを知らず、舊く三佛齊の名を耳にし新に詹卑の名を聞きて後者を王號としたのでなからうか。

(ニ) 諸蕃志に三佛齊の屬國に巴林馮がある。巴林馮は *Palimbang* であるから三佛齊が果して *Palimbang* ならば何故に之を三佛齊の屬國とするか。

島夷誌略にいふ三佛齊が舊港と異なる事は明かだ *Jambi* と見得るであらう。故に(イ)に對してはいふべき

ものがない。唯自龍牙門より五晝夜にして「Jambi」に到るとするも、「是經商三分の一」と同一に見られ得るであらうか。(ロ)の如きは博士も「是は如何ようにも解釋は附かう」といはるゝ如く Palembang とするも不當ではない。博士の Jambi 説の最も據らるゝ所は (ハ) (ニ) である。

嶺外代答卷二に神宗の元豐三年に三佛齊國王が合卑國使を派して宋廷に來貢せし事を記し、宋會要に元豐五年三

A. D. 1100.

佛齊詹卑國主より廣州の官憲に文書及び土産を寄せし事を記す。是等によれば占卑・詹卑即ち Jambi は三佛齊の勢力の下に立ちし別國と解するが普通である。故に故桑原博士も唐代より北宋末にかけての三佛齊は「Jambi」にあらずして Palembang 説に賛成するといはれた。宋史に其王號詹卑とあるは或は宋會要にいふ三佛齊詹卑國主の詹卑を王號と誤つたのであるまいか。宋史に「(元豐)三年廣州南蕃綱首、以其主管國事國王之女唐字書寄龍腦及布、與提舉市舶孫迥、迥不敢受言於朝、詔令估直輸之、官悉市帛以報」とあるは宋會要、元豐五年十月十七日の條に「廣東轉運副使兼提舉市舶司孫迥言、南蕃綱首持三佛齊

詹卑國主及主管國事國王之女唐字書寄臣執龍腦二百二十七兩布十三疋」とあると同一事を指すものであらう。宋史にいふ其主管國事たる國王の女の國王は三佛齊王を意味し、會要の同じ國王は三佛齊詹卑國主を承けてゐると思はれるから、宋史では詹卑國主を三佛齊王に解釋した筈である。詹卑を王號としたのは此故でないかと考へる所以である。宋代の三佛齊を Palembang とする説も成立しそうに考へられる。唯諸蕃志は「故汝适得於福州見其市易、然則是書所見、皆得諸見聞、親爲詢訪」(欽定四庫全書總目卷七十一)とある如く、汝适が福建の提舉市舶司時代の見聞に基き記述せるものである。此書の記事は實は嶺外代答等の内容を踏襲したものが多く、此屬國の記載は恐らく當時の新智識に據れるものなるべく、巴林馮を屬國となす記載等は諸蕃志以前の書に見へぬ。汝括の市舶司たりしは嘉定年間 (A. D. 1208—1224) といふ事であるから (福建通志卷之二十一) 尠くとも當時に於いて三佛齊國を Palembang なりと主張するは藤田博士の説の如くに牽強の誹を免れぬ。

明史に「瓜哇已被三佛齊、據其國、改其名曰舊港」とある如く、洪武三十年の以前何年かに三佛齊王は瓜哇のため追はれて舊都を舊港と呼んだといふ事はあり得る事と思ふ。茅瑞徵の皇明象胥錄に「或云、三佛齊王號詹卑(宋史の文を受く)、今王所部稱詹卑國、而其都爲瓜哇所破、更名舊港」と記す所は據り所あるように思ふ。然し三佛齊王が瓜哇に追はれて詹卑國に據り、故都を舊港と名付けたりとするもそれは明代の出来事ではない。即ち尠くとも鳥夷誌略の成れる元の至正九年以前の事に屬する。

A. D. 1349

更に溯り諸蕃志の年代たる嘉定年間には既に此移動の行はれるものと解したい。明代に入つて三佛齊國王が詹卑にありしやは確實に徴すべきものがない。思ふに明初に於ける三佛齊は Palimbang を含み、殆んど獨立の状態にある頭目數人の支配地を併せる領域的名稱であつたと考へられる。

以上三佛齊の中心が大體北宋末から南宋の嘉定年間迄の間に Palimbang 46 の Jambi に移動せる事を支那側の史料より推想したのであるが、偶々 Krom, Coedès 兩氏

等が Grahj, Jayva の二つの碑及び Pal 語にて記される詩章等に基づき論ぜる結果が其の主旨に於いて略ぼ吻合せる事實を見出すのである。

Leiden 大學教授 N. J. Krom 氏は「室利佛逝(三佛齊)の衰退に就いての覺書」なる論文中にて、從來明史等によつて Palimbang なる三佛齊の滅亡が一二七六七年(洪武九十年)にありとする説を廢して(Groeneveldt 氏等は大體此の考へである)それは一二八〇年頃としてゐる。即ち氏は Jayva の碑を建設せる Candrabhanu 王は三佛齊王とし、Pal 文の詩句によれば一二三六年、一五六年の兩度錫蘭遠征を試みてゐるが、此最後の遠征の結果が三佛齊衰退の原因となり遂に Mahyu 國が之に代つてスマトラの宗主權を掌握したといふ。Mahyu 國は十二世紀以來三佛齊に征服されて忘却されてゐたが、一二八〇年頃再び現はれて來たので元史に一二八一年(至元十八年)其の入貢の記載がある。(Mededeelingen der Koninklijke Akademie van Wetenschappen, Afdeling Letterkunde, Deel 62, Serie B, No. 5, Amsterdam 1926,

pp. 149—171) 此の Malayu 國を Jambi とする事は Y. P. Rouffaer 氏が一九二一年の Bijdragen tot de taal-land-en volkenkunde van Nederlandsch-Indie 誌上に長文の論文を發表しており、Krom, Coedes 氏等皆之を定説としてゐる。然るに G. Coedès 氏は一九二七年の右誌上¹⁾ A propos de la chute du royaume Crivijâyde なる論文を發表して「Malayu 國の解放と三佛齊國の轉落とは (Krom 氏に比し) 今一世紀前迄遡り得るので、一一七八—八三年間あり Paraton が Krôngoa (一一七五年の爪哇王) の遠征につき語つてゐるのは、スマトラ一般を指してゐるのでなく全く Malayu 王國即ち Jambi 王國をいひており、Jambi 王國は一世紀前より三佛齊國即ち Palembang 王國を繼承せるものであると述べてゐる。氏は Jayva の碑の Candrabanu 王は、宗利佛逝國王の七七五年の碑に室利佛逝首領の名を記したる先例に反して唯 Tanbrainga の首領の名を刻し又 Candrabanu 王の家族が三佛齊王のそのの名と異なる等の理由を擧げて、三佛齊王にらあすして Jabaka なる地方の領主

に過ぎずとし、Jabaka の名は Tanbrainga に住む人々を指して呼び、十三世紀中頃に「E 人が此地方に接觸して六昆の名を興へたのであるといひ、當時王は Malayu 王國の下に歸屬しあつたと主張する。即ち Malayu 王國の名は Gahi の碑にあらはれ、此は此の碑の年代を一一八三年のものと推定し、三佛齊に代つて Malayu 即ち Jambi 王國は此際にはスマトラ島より馬來半島にかけての宗主權を握つたに相違ないと考へる。而して宋史等によれば淳熙五年(一一七八年)三佛齊王の入貢が記されるから、Palembang より Jambi への宗主權の移動は一一七八—一一八三年間にあるといふのである。Coedès 氏は猶三佛齊國の一屬國たる詹卑國の王族が主權をとつて代つたものなる事を想像してゐる。

三佛齊國の衰亡と詹卑國の擡頭とが行はれても支那にては之を混同錯雜して等しく三佛齊國として永く記載せる向あると同時に、三佛齊國の宗主權掌握者の興亡ありしに拘はらず、此國名は古の版圖内に於ける領域上の名として残つたので、それは單に支那にてかく稱したるの

みでなく土地にて又かく呼び慣せるものと見えるのである。

明の太祖は即位後洪武二・三年の間に新王朝の建設を告げ蕃國の歸順を促す招諭の使臣を占城・眞臘・浣泥・三佛齊・瓜哇・西洋瑣里等の諸國に向つて派遣した。招諭を受けた是等諸國は洪武三年から五年にかけて朝貢の使者を派し、三佛齊よりも四年馬哈刺札八刺トの入貢を始め諸王の朝貢使入願の事が見えてゐる。然るに洪武二・三年以後南海諸國に對する使者の派遣行はれず、洪武七年には寧波・泉州・廣州の市舶司を廢止し、八年には海上諸國の朝貢を三年に一度と制限した。明史には洪武十年麻那者巫里が使を遣して入貢せしめ明帝より三佛齊國王の封を受くるや瓜哇王大に怒り朝使を誘つて邀殺した事を記してゐる。三佛齊の朝貢は暫く中絶したが、永樂帝が即位するや永樂元年秋使者を派して瓜哇・滿刺加・蘇門答刺・柯枝・西洋等の諸國を招諭せしめ、市舶司を復活し、招諭を受けた古里・蘇門答刺・滿刺・舊港・瓜哇の諸國は使臣の歸還と共に永樂三年何れも明に朝貢した。皇明實錄

舊藩及其日琉國との交渉について

に永樂三年正月に行人譚勝受・千戶楊信等を遣り、廣東人て廣東・福建の軍民數千人を率ふる華僑の頭目で舊港に據つた梁道明を招諭せしめたこと、永樂四年七月に舊港の頭目陳祖義が子の士良を梁道明が姪の觀政をして來朝せしめた事を記してゐる。南海招諭のため宦官鄭和は永樂三年の冬期信風期に出發したが、舊港に到つた時に一の事件が生じた。即ち實錄、永樂五年九月壬子の條に「太監鄭和使西洋諸國還、械至海賊陳祖義等、初和至舊港、遇祖義等、遣人招諭之、祖義等詐降、而潛謀要劫官軍、和等覺之、整兵隄備、祖義率衆來劫、和出兵與戰、祖義大敗、殺賊黨五千餘人、燒賊船十艘、獲其七艘及僞銅印二顆、生擒祖義三人、既至京、命悉斬之」と記してゐる。瀛涯勝覽には「有施進鄉者、亦廣東人也、乃備言陳義兇惡等情、被太監鄭和生擒祖義等回朝、皆伏誅」とあるが、施進鄉は周咨錄卷八、東西洋考卷三には「梁道明、屬其副施進鄉、代領其衆」とあつて梁道明輩下の有力者であつたらしい。陳祖義は永樂四年七月朝貢せしめてゐるのであるから使者の此歲春の信風期の舊港出發以後の事件

第二十卷 第三號

六一三

で、實錄に「初和至舊港」とあつて鄭和が瓜哇より印度に赴く往路に立寄つた際起つたといふは事實であらう。施進郷は永樂五年九月鄭和と歸還と同時に摺丘彦誠を遣りて朝貢せしめた。明では舊港宣慰司を設けて進郷を宣慰使に補した。

彼の後繼者に就いて瀛涯勝覽に「本人(施進郷)死、位不傳子、是其女施二姐爲王」とあり、張昇の「瀛涯勝覽集」に「進没、其女代之」とある。然るに皇明實錄の永樂二十二年正月甲辰の條に「舊港故宣慰使施進郷之子濟孫遣使丘彦誠、請襲父職、并言印爲火所燬、上命濟孫襲宣慰使、賜紗帽・鍍花金帶・金織文綺襲衣・銀印、令中官鄭和齊往給之」とあつて、施二姐と濟孫との關係が分明でないのである。永樂十四年十一月に舊港宣慰使の使者が來朝した事が實錄に見えるから進郷の死が同年の春の信風期以後なる事は察せられる。勝覽によると二姐が頭目の位置を襲うたらしく見えるが、二十一年の春の信風期に進郷の子濟孫が丘彦誠を派して亡父の襲職を乞うてゐる。①此二者の關係を説いて二三論があるが孰れも臆説に

過ぎぬ。

施二姐とあるから進郷に尠くとも二人の女があつた事而して宣德年間琉球との間に交渉を持つた當事者たる舊港の管事官本頭娘及頭目の施氏大娘仔が之に當るべき事は疑ないと思ふ。本頭娘が恐らく勝覽の施二姐であらう。永樂五年・同二十一年に進郷の及子濟孫の使者として入朝した摺丘彦誠は孰れかの配偶者と見られる。應永二十六年即ち永樂十七年八月南九州來着の南蠻船を派遣したといふ施主烈智孫が多分濟孫なりとすれば、此船は春汛に舊港を出向したのであつて、或は進郷は永樂十四年春以後同十七年春迄の間に没したのかも知れぬ。宣德四年或は同六年以後既に施二姐が首領であつた事、永樂十七年春以後二十一年春迄濟孫が同じ位置にあつた事は恐らく確しかであらう。然らば濟孫は進郷死後之に代つたものと見らるべきである。かく解すると勝覽の記事は缺くるものがあるらしく思はれる。勝覽は馬觀の自序によると永樂十年末から十三年に亙る鄭和第三回の往使に關する知識が本となつてゐる。然し後の加筆があつて永樂

十四年以後の記事たる右の施二姐の件は明瞭に後筆に屬するものである。勝覽の最後に景泰辛未秋月望日、會亂山樵馬觀述とあつて永樂十四年以後に得られた知識を纏めて景泰二年に補筆したものであらう。^⑥「進郷死、位不傳子、是其女施二姐爲王」とあるは宣德年間前後に施姐の首領たりし實狀を見聞しての記載であらう。馬觀が第三回の鄭和出使に同行して、舊港を過ぎ進郷在世當時濟孫のある事を知悉したであらうし、又第七回の宣德五年より八年にかけての出使にも同行したらしいから、此際二姐の首領たる現狀を見た筈である。^⑦祝允明の前聞記にては宣德七年六月二十七日舊港に行き七月一日滿刺加に向け開航してゐる。恰も進郷死し、濟孫繼ぎ、二姐の代れる時期が其間隙に當つてゐる。即ち馬觀が宣慰使進郷の子濟孫がある事を知り、次に濟孫が進郷の後を受けずして二姐の代れるを見て、加筆せるものかと思はれる。濟孫が病死したるか否かは不明なるも、馬觀の記載が以上の如き事情にあるものとせば「不傳子」の書き方よりいへば或は失脚し去つたのかも知れぬ。

舊港及其日琉兩國との交渉について

註

① W. P. Groeneveld; Note on the Malay Archipelago and Malacca, compiled from Chinese sources, p. 76; p. 71 note 頁三三

頁三三

② 藤田博士 室利佛逝三佛齊舊港は何處か 東西交渉史の研究 所收

③ 桑原博士 蒲壽康の事蹟 一七二頁

④ 名山藏・東西洋考等に永樂二十一年に濟孫が襲嗣を乞うた如く記すは正しく、明史に之を二十二年とするは鄭和の往使の歲にかけてゐる。

⑤ Groeneveld 氏は「施進郷が一四〇七年(永樂五年)宣慰官に補せられた際、婚を使として入貢したる故、彼は息を有せざりしか又は尠くとも充分の年齢に達しなかつたものであらう。馬觀が舊港を往訪せしは永樂十四年以前にて施進郷の既に歿し其女が代つたるを見したのであつて、此事は永樂二十二年前に明廷に知られなかつた。馬觀の往訪の際効かりしか、或は其後養子としたと考へられる濟孫が二十二年に至つて襲嗣を乞うたのである」(Ibid. p. 74 Note)といふ。彼は勝覽に「不傳子」とあるを when he died he had no son, と譯せる事、此記事を永樂十四年以前の記事と爲す事、孰れも既に誤りである。山本達郎氏は「施進郷の死後には女子が或期間舊港の支配權を握り暫く宣慰使の置かれてゐなかつた事が知られる。進郷の死後そこには後繼者の争があつたらしく、恐らく濟孫

は施二姐の勢力を倒したもので、實錄に『印爲火所燬』といふのはその間の出来事であつたらう」といふ。(東洋學報二)ノ
二 鄭和の西征)

⑥山本氏 鄭和の西征 附録一

⑦馬觀の西征同行に就いても山本氏の論文五四八頁参照。

四

明代の初世四隣を詔諭して朝貢使が會同した事は是等諸國間の理解と交渉を深める上に寄與したであらう。殊に廣東漳泉の商人の活躍は諸國の通交貿易を促す一の基礎的な勢力をなしてゐる。朝鮮太宗の六年入鮮した瓜哇國使陳彥祥の如きは之より先太祖の時には張思道なるものと共に暹羅國使として來使してゐる。彼等は孰れも南海に出洋せる華僑の有力者ともいふべきものである。舊港に據つて機を得て宣慰使に封ぜられた施進郷及其後繼者が日本に商船を送る事となつたのも其の一である。南海の華僑が發展して南海相互の貿易や支那本土との取引を活潑ならしめたのみでなく彼等は遠く日本本地・朝鮮・琉球等に働く一の實勢力となつたのであらう。取引關係に隨伴する國交上の形式的往來が國王と國王との間にな

される場合があつても、日本本土や琉球と南海諸國との關係の底部に流れた華僑の實勢力は今後の研究によつて次第に明かにさるゝ事と思はれる。唯舊港との往來は日本本土にあつては應永以後現在の所全く知るべきものがない。琉球との交渉も正統五年の琉球國の往使を最後として消息を絶つてゐる。明史に永樂二十二年濟孫の貢使を記して「其後朝貢漸稀」とある。思ふに華僑の勢力の陵夷と舊港の衰退とが之に關係するものであらうと思ふ。

(昭和十年五月十七日稿了)